

広島県告示第千二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年十月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和八年十月八日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川駅家線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
福山市駅家町大字法成寺三三〇番一地先から 福山市駅家町大字法成寺七七八番一地先まで	旧	七・八〇 四・五〇	二二・九〇		
	新	九・七〇 四・五〇	二二・九〇	拡張	